

## 高山市地球温暖化対策実行計画の見直しについて

現計画期間（2014(平成 26)年度から 2020（令和 2）年度まで）の終了、第二次高山市地球温暖化対策地域推進計画（2022(令和 4)年 3 月）の策定及び改正地球温暖化対策推進法(2022(令和 4)年 4 月)を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

## ○見直しのポイント

- ① 政府実行計画との整合性を図り、2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 50%削減を目指す。
- ② 脱炭素先行地域の提案（2023(令和 5)年 8 月)予定の内容を踏まえ見直す。  
※選定要件として、50%以上の削減が求められている。
- ③ 計画の範囲について、市が実施する事務・事業（指定管理施設も含む）の主なエネルギー消費施設（全体の 70%程度）から、市が実施する事務・事業（指定管理施設も含む）エネルギー消費施設全てを範囲とする。

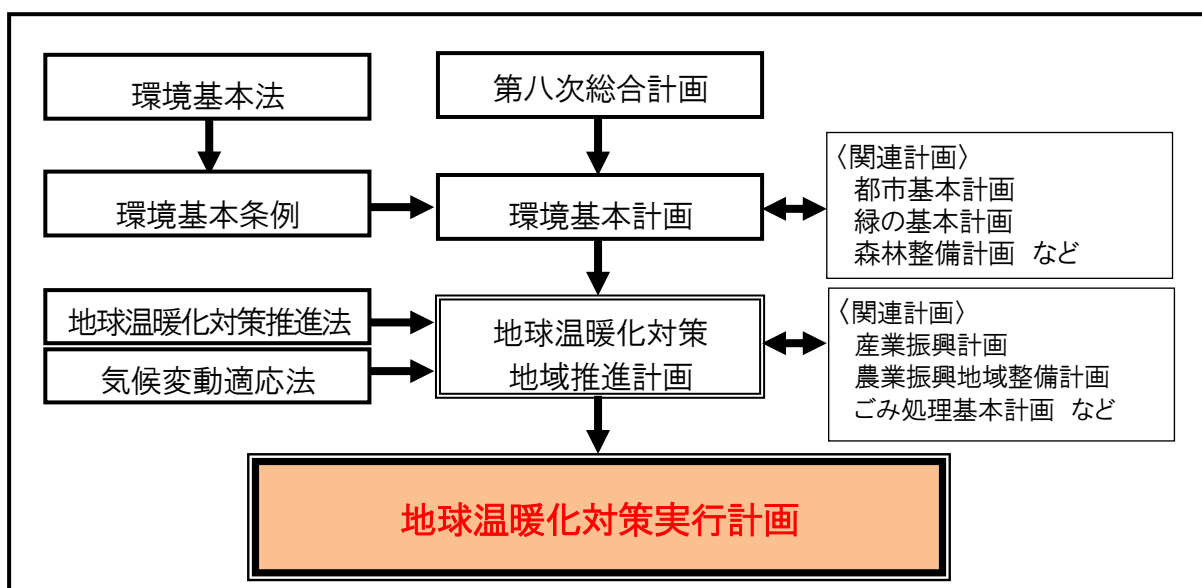
## 1. 計画の目的

本計画は、高山市が市内の一事業者として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事務・事業に伴い排出する温室効果ガスを抑制することを目的とする。

## 2. 計画の位置づけ

第4次高山市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定する。

## ◆高山市地球温暖化対策実行計画の位置づけと関連計画



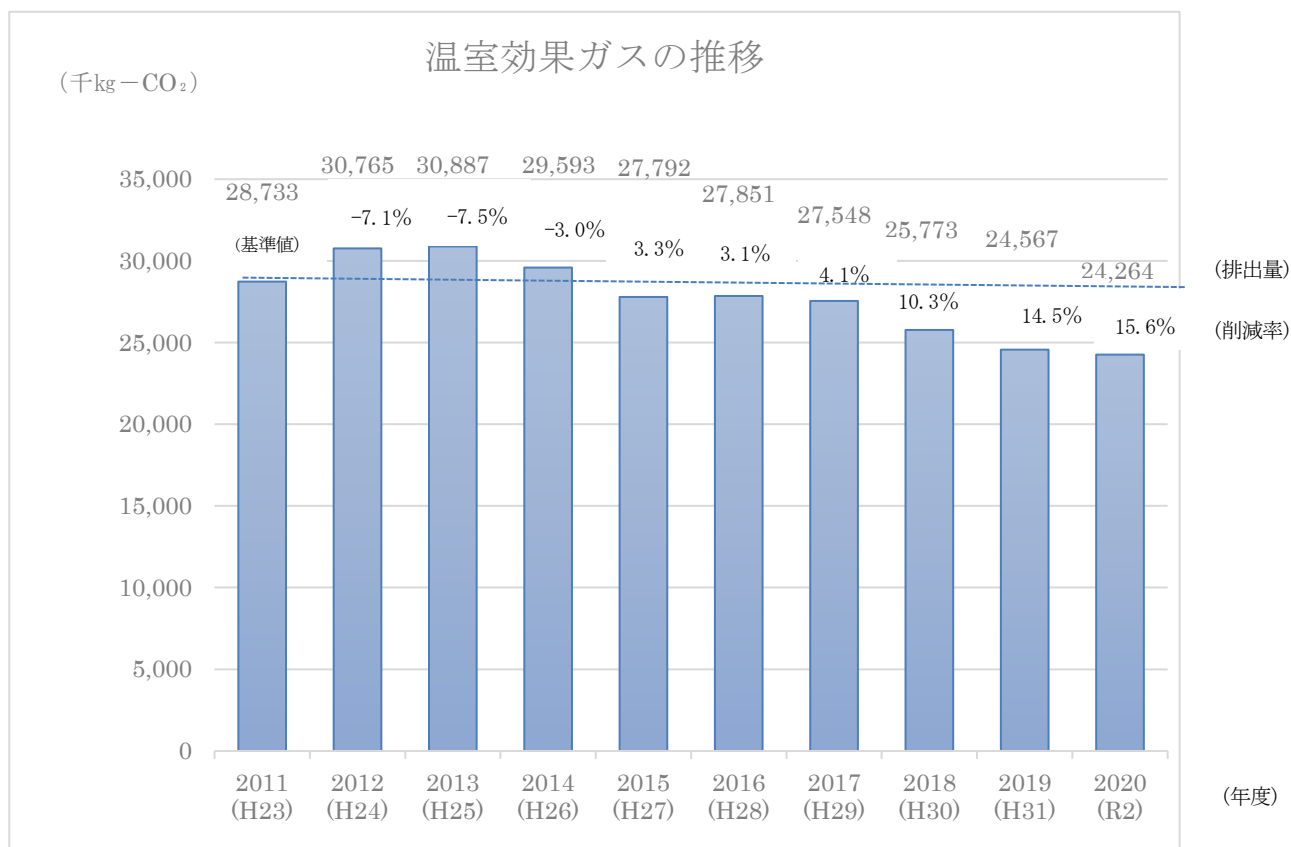
## 2. 第3次地球温暖化対策実行計画の取り組み実績

### (1) 温室効果ガス排出量削減の達成状況

◇目標値 : 6.8%削減(平成23(2011)年度比) 28,733t → 26,779t

◇実績値 : 15.6%削減( " ) 28,733t → 24,264t

・2018(平成30)年度に目標(6.8%削減)を達成



	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
二酸化炭素 排出量 (千kg-co2)	28,733	30,765	30,887	29,593	27,792	27,851	27,548	25,773	24,567	24,264
削減率 (基準年比)	—	-7.1%	-7.5%	-3.0%	3.3%	3.1%	4.1%	10.3%	14.5%	15.6%

※高山市環境政策課作成

※電気を作るのに使用された燃料等の種類(石炭・石油・水力・原子力)により二酸化炭素の排出係数が年度ごとに変化しているため、算定した排出量にも変動が生じている。

対象とする範囲・・・市が実施する事務・事業全般とし、指定管理施設も含む。

対象とする温室効果ガス・・・地球温暖化対策推進法に掲げる以下の4種類の物質とし、二酸化炭素に換算する。

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)・メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロロフカーボン(HFC)の一部

## (2) 主な取り組み項目ごとの削減状況

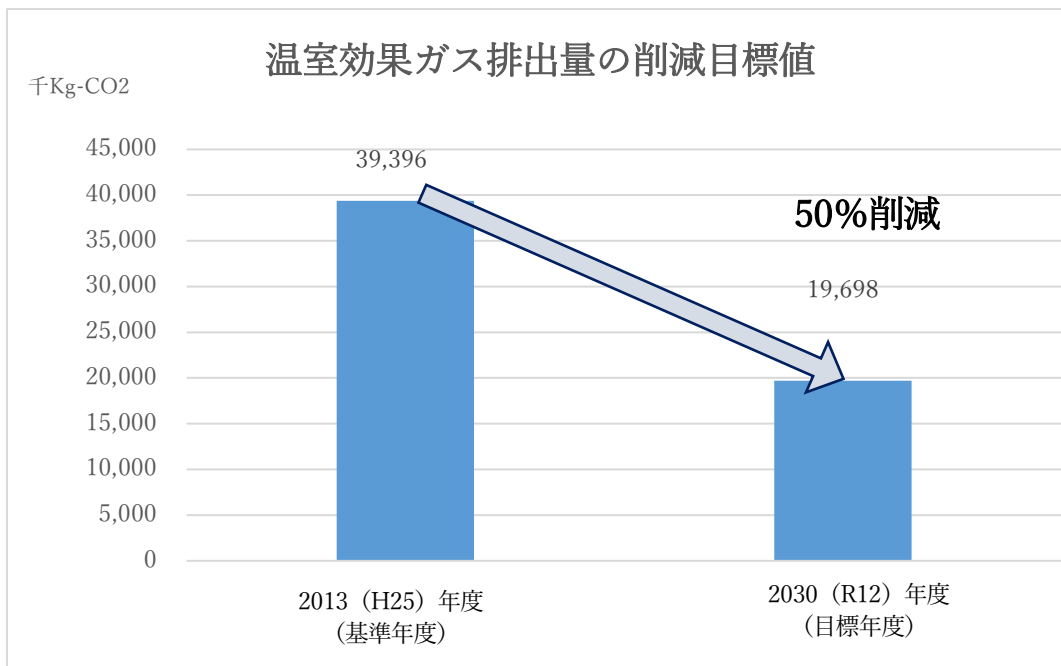
項目	平成23年度 (基準年度)	令和2年度	H23年度対比	目標 R2/H23
ガソリン	174,072 0	115,534 0	△33.6%	△10%
灯油	1,314,124 0	948,451 0	△27.8%	△12%
軽油	212,174 0	201,013 0	△5.3%	△10%
重油	598,939 0	423,912 0	△29.2%	△10%
LPG	91,910 kg	71,712 kg	△22.0%	△10%
電気使用量	25,549,687 kwh	24,903,179 kwh	△2.5%	△10%
一般廃棄物焼却量	22,465 t	20,379 t	△9.3%	△4.4%
自動車走行量	2,764,919 km	2,385,382km	△13.8%	△10%

## 3. 主な取り組み状況

- ・ 公用車の電動車（電気自動車・ハイブリッド車など）への切替台数の増加などによるガソリン及び軽油使用量の減少
- ・ 下水道センターの焼却炉新設による燃焼率向上に伴う重油使用量の減少
- ・ 桜花の湯・しぶきの湯における木質バイオマス熱供給事業の実施による灯油使用量の減少
- ・ 学校等へのペレットストーブの導入や蛍光灯のLED化による燃料使用量や電気使用量の減少
- ・ 令和2年度はコロナウィルスの影響により事業系ごみの減少、会議がオンラインになったことによるガソリンの減少
- ・ その他事務・事業における取り組み
  - グリーン購入適合品を優先的に購入
  - 冷暖房温度の適切な温度管理（冷房29℃、暖房18℃）
  - ごみの分別の徹底
  - 出張時の交通機関の利用
  - 新築、改修施設の熱効率の向上
  - 市庁舎におけるLED照明機器への切り替え

## 4. 温室効果ガス排出量の削減目標

2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を  
2013(平成25)年度比で50%削減することを目標とする。



#### 5. 評価・公表等

PLAN (計画) → DO (実行) → CHECK (評価) → ACTION (見直し) の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行う。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、見直しに向けたPDCAを推進し、毎年、ホームページにより公表する。

